

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 運営要領（案）

令和2年2月18日

検討委員会決定

1. 委員長は、議長として検討委員会の議事を整理する。
2. 委員長は、委員長代理を指名することができる。
3. 検討委員会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、検討委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 議事要旨及び検討委員会における配布資料は、原則として、検討委員会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により配布資料を非公表とすることができる。
5. 委員長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
6. この要領に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

以上